

鳥取県告示第338号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
北栄町	平成23年7月5日（火）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡北栄町由良宿423-1 大栄農村環境改善センター
〃	平成23年7月7日（木）	〃	東伯郡北栄町田井7-1 北条農村環境改善センター
琴浦町	平成23年7月11日（月）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場本庁舎
〃	平成23年7月15日（金）	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町役場分庁舎
北栄町	平成23年7月20日（水）	〃	東伯郡北栄町由良宿423-1 大栄農村環境改善センター
琴浦町	平成23年7月25日（月）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場本庁舎